



**全聖公会中央協議会 ACC-15
決議文**

Auckland, New Zealand
2012年10月27日～11月7日

第 15 回アングリカン協議会決議文
(全聖公会中央協議会: ACC-15 Resolutions)

1. 決議文 15.01: 聖公会環境ネットワーク
2. 決議文 15.02: 聖公会保健ネットワーク
3. 決議文 15.03: 聖公会先住民ネットワーク
4. 決議文 15.04: 聖公会難民・移民ネットワーク
5. 決議文 15.05: 出生届
6. 決議文 15.06: アングリカン・コミュニオン大学協議会(CUAC)
7. 決議文 15.07: ジェンダーに基づく暴力、家庭内暴力
8. 決議文 15.08: 聖公会国際青年ネットワーク
9. 決議文 15.09: 教会内の安全性
10. 決議文 15.10: 人身取引
11. 決議文 15.11: 真実・和解委員会とその関連活動
12. 決議文 15.12: 虐待と家族
13. 決議文 15.13: 聖公会・ルーテル国際委員会
14. 決議文 15.14: 聖公会・復古カトリック関係
15. 決議文 15.15: 聖公会・改革派関係
16. 決議文 15.16: 超教派関係における「推移性」
17. 決議文 15.17: 世界教会協議会、信仰と職制委員会文書『教会:共通のビジョンにむけて』
18. 決議文 15.18: 聖公会支援連盟(Anglican Alliance)
19. 決議文 15.19: 教会の営みとしての聖書プロジェクト
20. 決議文 15.20: コミュニケーション
21. 決議文 15.21: インダーバ傾聴セッションの継続
22. 決議文 15.22: 財政
23. 決議文 15.23: 宣教部
24. 決議文 15.24: 多宗教社会におけるキリスト者の証言
25. 決議文 15.25: アングリカン・コミュニオンの神学教育
26. 決議文 15.26: 入国査証拒否
27. 決議文 15.27: 聖公会教会内安全ネットワーク
28. 決議文 15.28: パキスタンでの宗教的少数派
29. 決議文 15.29: ギリシャ正教会神学校
30. 決議文 15.30: 主要文書の翻訳
31. 決議文 15.31: 資金調達計画
32. 決議文 15.32: 『約束の地とは?』
33. 決議文 15.33: 結婚に関する式文
34. 決議文 15.34: 宣教に関する 6 指針
35. 決議文 15.35: アフリカ諸国における平和
36. 決議文 15.36: ACC の働きへの信徒参加
37. 決議文 15.37: 宣教指針の実施にむけた実際的な手段
38. 決議文 15.38: 第 57 回国連女性の地位委員会(CSW57)への ACC 公式文書
39. 決議文 15.39: 継続的インダーバについての理解
40. 決議文 15.40: ローワン大主教への感謝
41. 決議文 15.41: 感謝

決議文 15.01: 聖公会環境ネットワーク

1. 聖公会環境ネットワーク(ACEN)に感謝し『危機と決意:リマ宣言と行動計画、2001年8月リマのペルー教区でのACEN最終報告』文書を受理した。
2. 各管区に『リマ宣言と行動計画』を更なる学びと取り組みのために勧める。
3. 世界中で観測されている環境破壊の危機的な兆候と、ACENへの各管区代表者による証言と報告を受け、環境問題の以下の三つの領域で、各管区に下記の行動を要請する。
 - a. 食料と農業の持続可能性、飲料水の保護、再利用可能エネルギーの分野での、新規または現在遂行中の宣教活動を最重要課題とし、これを祝福、支援、奨励する。
 - b. 「創造節」を教会歴に加える。
 - c. 『安息についての考察』を学ぶ。
 - d. 以下を勧め、それへの参加を望む。
 - i. 聖公会の単科大学や総合大学、神学部や神学校、とくにCUAC(アングリカン・コミュニオン大学協議会)が推進してきた、環境の持続可能性や、環境問題における正義についてのプログラム。
 - ii. 人類共有の自然環境の尊厳と配慮とに根ざして行う、他宗教間や超教派での協同的活動
 - iii. 各教会レベルで、環境問題と信仰を関連づける活動、また被造世界の尊厳を守り、地球を維持し、新たにしていける実践的行動。

注) ACEN report: 'Crisis and Commitment: Final Report, Lima Statement and Action Plan of the Anglican Communion Environmental Network Meeting in Lima, Peru, August 2011', <http://acen.anglicancommunion.org/reports/index.cfm>.

注) 『安息についての考察』

Seven ACEN Sabbath Reflections, written by Bishop George Browning, <http://acen.anglicancommunion.org/resources/documents.cfm>.
Eco-Congregation: www.ecocongregation.org.

決議文 15.02: 聖公会保健ネットワーク

1. 各管区の保健・医療活動は、神の宣教への聖公会的な参与の根本であり続け、これを通して何百万人もの人々へ、生活向上のための支援と治療が提供されてきたことを確認する。
2. 聖公会保健ネットワークの過去三年の成長と発展を歓迎し、これが「聖公会保健宣教」を推進・維持してきた共同的・先駆的取り組みであった事を確認する。
3. 各管区の様々な保健や医療に携わる奉仕の代表者を、このネットワークの2013年の活動に派遣するよう強く願う。(『健康共同体の推進:健康開発における聖公会の指導性の鼓舞と強化に関する提唱』)

注): 『健康共同体の推進』の発案についての説明は、こちらで読むかダウンロードできる。
www.anglicanhealth.org.

決議文 15.03: 聖公会先住民ネットワーク(AIN)

指導性という神から与えられた賜物によって、聖なる者たちは奉仕の業に適する者とされる、という聖書の証言を確認する。「そして、ある人を使徒、ある人を預言者、ある人を福音宣教者、ある人を牧者、教師とされたのです。こうして、聖なる者たちは奉仕の業に適した者とされ、キリストの体を造り上げてゆき、ついには、わたしたちは皆、神の子に対する信仰と知識において一つのものとなり、成熟した人間になり、キリストの満ちあふれる豊かさになるまで成長するのです。」 (エフェソの信徒への手紙 4:11-13) そして、

1. 先住民自身による指導性が発展しつつあることを評価し、これが聖公会の中心的役割であることを認め、これを支援する聖公会先住民ネットワーク(AIN)の働きを称賛する。

2. AIN がこの良き働きを続け、各先住民共同体が文化的にふさわしい指導者を選べる方法を見だし、選ばれた指導者達が自らの故郷で自文化に関係の深い教育を受けられるように支援する。
3. 歴史的な傷を耐え抜き、しかし未だ痛みや悲しみのうちにある先住民の人々の霊的健康を回復する重大な必要性を認識し、先住民共同体に仕える AIN が回復の道を模索するように勧告する。
4. AIN がその働きの進展を ACC-16 に報告することを求める。

決議文 15.04: 聖公会難民・移民ネットワーク

1. 聖公会難民・移民ネットワーク(ARMN)を再度設置することに尽力して下さった香港聖公会管区に感謝し、キャサリン・グラハム師が調整者に任命されたことを歓迎する。
2. 聖公会の至る所で行われてきた、国外移住労働者、国内移住労働者、難民などの移民の人々を支援する重要な働きを賞賛する。
3. 各管区と各教区が ARMN の ACC-15 報告書にある世界的調査に協力し、ARMN がより効果的な将来の戦略を練ることができるように要請する。
4. 以下の方法で ARMN を支援し、難民や国外・国内移民、移住労働者の状況を改善させる。
 - a. コミュニオン全体で、難民・移民の窮状についての権利擁護運動の具体例を蓄積する。
 - b. 権利擁護や実際の支援活動についての情報や人材を共有する。
 - c. 『家事労働者の適切な労働に関する条約』(国際労働条約 189)の批准にむけた国際運動を支持し、そのために聖公会支援連盟や他の組織 NGO と協働する。
 - d. そのための戦略的な協働関係を様々な市民組織、民間非営利組織、宗教団体系組織と結ぶ
5. ACC-16 に ARMN が進展度合いを報告することを求める。

4(c) への注: 家事労働者についての国際労働機関の条約 189 (ICO189)のPDFファイルはオンラインで入手できる。 <http://armn.anglicancommunion.org>.

日本語 <http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/list.htm>

決議文 15.05: 出生届

子どもたちの出生届の重要性を認識し、出生不届けの件数の大きさと、子どもたちへの影響を懸念する。そして出生届の重要性は、帰属性と自己同一性の神学に基づいていることを確認する。

1. 出生届の問題を提起した、国際聖公会家族ネットワーク(IAFN)に感謝する。
2. 聖公会の各管区に以下を要請する。
 - a. 各共同体で出生を適切に届け出るように働きかけ、届け出るに至るまでになんらかの障壁がある家族を支援する。
 - b. そのように活動するために、様々な公的機関、民間機関、他教会、他宗教団体と協力関係を模索する。
 - c. そしてその活動結果を IAFN と共有する。
3. IAFN に以下を求める。
 - a. 出生届とそれに関する教会の擁護活動についての情報を共有すること。
 - b. ACC-16 に各管区での発展を報告すること。

注) ‘Count Every Child’, IAFNの出生届とアイデンティティーに関するニュースレター。2011年11月号: <http://iafn.anglicancommunion.org/newsletters/2011/november/index.cfm>.

IAFNの出生届に関するブログ: www.registerbirths.blogspot.co.uk.

決議文 15.06: アングリカン・コミュニオン大学協議会(CUAC)

1. 「アングリカンである」というアイデンティティーと証言は、アングリカン・コミュニオン大学協議会に属する世界五大陸の諸大学にあって、必須の自己表現であることを支持する。
2. CUAC の大学が設けられている各管区と教区に以下を呼びかける。
 - a. 神の宣教、教会の営み、そして教会の職務に諸大学がよりよく参加できるように働きかけること。
 - b. 叙任奉仕者または信徒奉仕者の訓練や教育の資源として、諸大学の協力を得ること。
3. 各管区・各教区が諸大学の維持・発展のために尽くすよう呼びかけ、また諸大学と協議しつつ、その活動状況を CUAC に報告するように求める。

決議文 15.07: ジェンダーに基づく暴力¹、家庭内暴力

ACC 決議文 13.31 と 14.33 に記されているように、国連ミレニアム開発目標 3「ジェンダー平等推進と女性の地位向上」の体現と実現にむけて、以下のことに引き続き取り組むことを誓う。

1.
 - a. ジェンダーに基づく暴力についての 2011 年 1 月の首座主教書簡を歓迎する。
 - b. 悔い改めと信仰のうちに前へと進み「女も男も共に神の似姿に造られた」という信仰の生きた証人に真になる必要がある、と確認する。
 - c. 上記の首座主教書簡に述べられた決意に賛同する。
2. 喜ぶべきことには、いくつかの管区や教区や教会では、ジェンダーに基づく暴力と家庭内暴力に対する人権擁護活動が既に行われている。
3. アングリカン・コミュニオンの神学校や訓練機関が、聖職者や信徒奉仕者の養成課程を組むにあたって、以下の要素の少なくとも一つは含むように勧める。
 - a. ジェンダーに基づく暴力と家庭内暴力のありようと、その人間関係の力学。
 - b. どうすれば男女間または少年少女の間で、肯定的な態度や行動を育み助長することができるか。
 - c. 少年少女や男女が、性的もしくは搾取的労働を目的とした人身取引に巻き込まれていることを示す「しるし」を察知する認識力
 - d. ジェンダーに基づく暴力と家庭内暴力を廃絶する活動を支える聖書的・神学的基礎
4.
 - a. コンゴ、ルワンダ、ブルンディの首座主教達とカンタベリー大主教の働きを賞賛する。彼らは、ジェンダーに基づく暴力が戦争兵器やテロ兵器として用いられていることに対して、どのような行動を取り、どのような主張ができるかを模索するため、他教会や他宗教や諸団体の指導者に呼びかけた。
 - b. ジェンダーに基づく暴力に反対する「わたしたちは声を上げよう(*We Will Speak Out*)」運動に連なる教会やクリスチャン団体と、聖公会が世界中で協力することを支持・支援する。
5.
 - a. 聖公会の教会指導者が白リボン運動に公式に参加することを勧める。

¹(訳注)「ジェンダーに基づく暴力」とは「性暴力」だけではなく他の身体的または心理的な暴力をも含む包括的な言い方である。1993 年国連総会は以下を定めた。「女性に対する暴力撤廃に関する宣言」 第一条「本宣言上、女性に対する暴力、とは性に基づく暴力行為であって、公的生活で起こるか私生活で起こるかを問わず、女性に対する身体的、性的若しくは心理的的危害または苦痛(かかる行為の威嚇を含む)、強制または恣意的な自由の剥奪となる、または、なるおそれのあるものをいう。」

<http://www.un.org/documents/ga/res/48/a48r104.htm>

<http://www.pref.kochi.lg.jp/~jinkyoun/jinnkenn/horitu/law/DVsengen.html>

- b. 白リボン運動への聖公会の参加、また「女性に対する暴力をなくす 16 日間運動」への参加を推奨する。
 - c. 全ての聖公会の教会が毎年 11 月 25 日の「白リボンの日」を覚え、また毎年 11 月 25 日から 12 月 10 日までの「女性に対する暴力をなくす 16 日間運動」を礼拝や、祈りや、学びのなかで覚えるように奨励する。
6. すべての聖公会の管区に以下を求める。
- a. 管区内の各教会を奨励し、少年少女が平等に評価され活動に参加できる環境を作り出し、性別や能力や民族の違いに関わらず、互いを敬い肯定し合う関係を育み学べるようにする。
 - b. 少年少女を力づけて主体性を引き出し、ジェンダーの偏見を克服するために年齢に応じたキリスト教に基づいた教材を開発し、それらを国際聖公会家族ネットワークや国際聖公会女性ネットワークを通して共有する。

注) ACC 決議文 13.31,

www.anglicancommunion.org/communion/acc/meetings/acc13/決議文s.cfm#s31

•ACC 決議文 14.33,

www.anglicancommunion.org/communion/acc/meetings/acc14/決議文s.cfm#s33

•2011 年 1 月 24 日から 30 日にアイルランドのダブリンで開かれた首座主教会議の後に出された『アングリカン・コミュニオン首座主教会より諸教会へ』書簡全文は、ACC 決議文への補遺を参照。

English http://iawn.anglicancommunion.org/resources/docs/gbv_primates_english.pdf

French http://iawn.anglicancommunion.org/resources/docs/gbv_primates_french.pdf

Spanish http://iawn.anglicancommunion.org/resources/docs/gbv_primates_spanish.pdf

•人身取引の指標: http://www.unodc.org/pdf/HT_indicators_E_LOWRES.pdf

日本語: <http://www.facebook.com/notes/山岡-万里子/国連薬物犯罪事務所unodc-人身取引の指標human-trafficking-indicators試訳/3828369602545>

•「わたしたちは声を上げよう」(www.wewillspeakout.org) という性暴力に反対する連携運動は「ティア・フアンド」によるリサーチから生まれたもので、『もう沈黙しない: 教会が性暴力を取り上げるためにまだ用いられていない力』に報告されている。

http://iawn.anglicancommunion.org/resources/docs/silent_no_more_tearfund_report.pdf

•白リボン運動については多くの国でサイトがある。例えばBrazil www.lacobranco.org.br; Pakistan www.whiteribbon.org.pk; Canada www.whiteribbon.ca; UK www.whiteribboncampaign.co.uk; Australia www.whiteribbonday.org.au; Scotland www.whiteribbonscotland.org.uk; Aotearoa New Zealand www.whiteribbon.org.nz; Argentina & Uruguay www.lazoblanco.org; Chile www.lazoblanco.cl; Costa Rica www.lazoblanco.cr.blogspot.co.uk; Ecuador <http://campanalazoblancoecuador.blogspot.ca>; Ireland <http://theotherhalf.ie/whiteribbon>

•日本語 http://www.joicfp.or.jp/jp/special_feature/white_ribbon/

•女性に対する暴力をなくす 16 日間運動については <http://16dayscswgl.rutgers.edu>

•日本語 http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/index.html

決議文 15.08: 国際聖公会青年ネットワーク

1. 聖公会の青年達を継続的に支持することを確認し、「人格と人徳を造り上げることが、健全な社会における善い教育機関の役割である」というカンタベリー大主教ローワン・ウィリアムズ師父の発言に賛同する。
2. 下記の活動を通して青年たちの働きが、さらに発展させられることを各管区に強く求める。
 - a. 青年の指導者育成のためのプログラムと機会を発展させる。
 - b. 「アングリカンの伝統にあるキリスト者」として生きる意味を青年に教育し続ける。

- c. 国際聖公会青年ネットワークに、名実共に深く関わることのできる担当者を任命する。
 - d. 財政的に国際聖公会青年ネットワークの働きに貢献する。
3. 国際聖公会青年ネットワークの五つの地域(アフリカ、南北アメリカ、アジア、ヨーロッパ、中東、オセアニア)から、それぞれ一つの管区が担当して青年活動の集いの世話役になって企画、実施することを奨励する。
 4. 青年への牧会活動において観想的手法の必要性を認識し、各管区に青年のための祈りを一つ作成して(もしくは既にある祈りを用いて)管区内の全教会にその祈りを配布し、礼拝で用いる。
 5. 国際聖公会青年ネットワークによって開発された教材『若い女性と少女に対する暴力を終わらせる』を用いることを推薦する。

青年のための特祷

愛の神よ、あなたは
 神の子らを皆、迎え入れようとお望みです。
 初めにあなたはみ腕を伸ばし
 大地より子どもたちを生じさせました。
 どうかわたしたちの共同体の青年を、あなたご自身に引き寄せ、導き、力づけ、
 あなたから流れ出る命の喜びを祝うことができるようにしてください。
 そしてあなたを知る中で、生きる意味をその深みまで知ることができますように。
 わたしたちの永遠の救い主、主イエス・キリストによって。アーメン

<http://www.anglicancommunion.org/communion/acc/meetings/acc15/resolutions.cfm> - n8

決議 15.09: 教会内の安全性²

以下を確認し宣言する。

1. 聖書が証言する神は人類家族のどんな構成員をも愛している。とくにイエスの活動は子ども達や社会的に無力な立場に置かれた人々を優先する。
2. 1998年ランベス会議で決議したのは、各管区が女性と子ども達に対する虐待の廃絶にむけての積極的な努力である。(決議文 1.3)
3. 2005年のACC-13が誓ったのは、全ての幼い者や弱い立場にある人々を守るための最高水準のケアである。(ACC 決議文 13.50)
4. 2008年ランベス会議が証言したように、社会や教会での力関係は様々な形で乱用され、女性や子ども達は著しく不平等に痛めつけられている。ゆえにそのような所でこそ、人間の尊厳という福音の真実を回復し、常に命を与えるような力関係の用い方がわたしたちに要求されている。(『ランベス会議インダーバ:対話と考察の記録』段落 47 から 50);
5. 2009年のACC14が呼びかけたのは、先住民の家族を癒し、女性や子ども達を暴力や人身取引から守るため、各管区が的確な対応を取ることである。(ACC 決議文 14.19、14.33)
6. 2011年の首座主教書簡にあるように、長い間わたしたちの教会は女性達に対して高圧的な態度をとってきた責任を自ら認めなければならない。そして悔い改めと信仰のうちに前へと進み「女も男も共に神の似姿に造られた」という信仰の生きた証人に、真になる必要がある。(補遺『アングリカン・コミュニオン』の諸教会へ)

ACC15が誓って推進するのは、あらゆる人々の肉体的、感情的、霊的な健康と安全である。特に聖公会の教会内での子ども達、青年達、そして社会的に弱い立場の人々を守らねばならない。これを目

² (訳注) Safe Church. これは爆弾テロなどの外的脅威についてではない。むしろ教会の内側で児童や女性の虐待を許さない、そして教会内の安全・安心を回復しようとする決議である。以下の「教会内安全憲章」も、本来は聖域であるべき教会内で起こる虐待をなんとか防ごうとする「問題防止憲章」の意味合いが強い。

的として ACC は各管区に以下の「聖公会教会内安全憲章」の批准と履行を求める。そして次回の ACC には各管区の批准と履行の状況を報告することを求める。

「聖公会教会内安全憲章」

虐待被害者への牧会的支援

1. わたしたちは、虐待被害者とその家族、関係教会や団体に牧会的支援を以下の方法で行う。
 - a. 寛容と共感の心で、虐待の体験とその不安な思いを傾聴する。
 - b. 霊的な支援やその他の形で、牧会的ケアを提供する。

虐待への効果的な対処

2. わたしたちは、聖職者や教会関係者に対する虐待容疑に適切に対応するため、以下を含めた施策を講じ手続きを実行する。
 - a. 訴えを起こす手続きを、諸教会内で広く知らしめる。
 - b. 虐待被害の訴えを起こしている人のための牧会的なケア体制を整える。
 - c. 聖職者や教会関係者に対する虐待容疑の公平な判断、そして以後の職務への適切性についても判断を行う。
 - d. 影響を受けた関係教会と団体への支援を行う。

教会奉仕の実践

3. わたしたちは、聖職者と教会関係者による教会奉仕の実践的な基準を定め、教育や訓練によってそれを向上させる。

奉仕職への適性

4. わたしたちは、聖職按手または教会の責任ある立場に任命する前に、背景調査をも含めたその人物の適性を判断するための施策を講じ手続きを実行する。

安全性の文化³

5. わたしたちは、聖職者や職員や関係者自身が虐待事件を防げるようになるための教育や訓練を行い、各教会内や関係団体内で「安全性の文化」を推進する。

決議文 15.10: 人身取引

出エジプト記 2:23 を思い起こす。「奴隷労働のゆえに助けを求める彼らの叫び声は神に届いた。神はその嘆きを聞き、アブラハム、イサク、ヤコブとの契約を思い起こされた。」そして人間の歴史の中で、神は解放の業を行われてきたことを常に覚え、

1. 性的搾取または搾取的労働のために、少年少女、成人男女の人身取引が増えていることを嘆き、批難する。
2. 国際聖公会家族ネットワーク、また国際聖公会女性ネットワークによる女性や子ども達の人身取引についての意識向上の啓発活動を歓迎し、人身取引について聖公会の人達によって既に始められている活動に関心を持つよう促したい。
3. アングリカン・コミュニオンの各管区に以下を要請する。
 - a. 自国の人身取引への関わりについての意識を上げ、より知ろうとする。人を送り出す側であったり、受け入れる側であったり、取引の通過点であったり、という三つの側面での意識を上げる。そして『人身取引、特に女性と子どもの人身取引の防止および禁止ならびに処罰に関する議定書』（略称『人身取引議定書』）の自国での施行状況について学ぶ。また「人身取引と闘う国連世界行動計画」についての自国の取り組みについても学ぶ。

³ (訳注) Culture of Safety. 虐待を許さず防ぐためには、関係者の意識を向上させ続け、安全な人間関係を耕し続ける必要がある。ゆえに虐待予防の安全性は、意識的に学んで身につけ、関係者全員が共有しなければ意味のない一種の「文化」だという理解であろう。逆に言えば、教育や訓練のない教会では安全性の文化は低く、虐待はより起こりやすくなる。

- b. 人身取引を廃絶させるために国内で既に行われている活動または情報や人材を共有する。
 - c. 人身取引に対して教会はどのように預言者的に関わり、社会の不正義を変革できるのか、またその地域に根差した戦略を立てることができるのか、管区総会や教区会で調査・報告する。
 - d. 人身取引についての既存または新規の礼拝文書や神学資料を作成し、各教会に普及させること。
4. 国際聖公会難民・移住者ネットワーク、国際聖公会女性ネットワーク、そして国際聖公会家族ネットワークの三団体が、協働して以下に取り込むことを望む。
- a. 人身取引に関しての諸教会の模範的な実践や情報を取り集め、インターネット上で公開し、この分野での聖公会の活動を支援する。
 - b. この進捗状況を ACC-16 に報告する。

注)『人身取引、特に女性と子どもの人身取引の防止および禁止ならびに処罰に関する議定書』

日本語: http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty162_1a.pdf

English: www.unodc.org/documents/treaties/UNTOC/Publications/TOC%20Convention/TOCebook-e.pdf, page 41ff

Français: www.unodc.org/documents/treaties/UNTOC/Publications/TOC%20Convention/TOCebook-f.pdf, page 41 et ss

Español: www.unodc.org/documents/treaties/UNTOC/Publications/TOC%20Convention/TOCebook-s.pdf, página 43 y s

「人身取引と戦う国連世界行動計画」

日本語: <http://www.hurights.or.jp/archives/newsinbrief-ja/section3/2010/09/10831.html>

English: www.unodc.org/documents/human-trafficking/United_Nations_Global_Plan_of_Action_to_Combat_Trafficking_in_Persons.pdf

Français: www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain/opendocpdf.pdf?reldoc=y&docid=4caadff52

Español: www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain/opendocpdf.pdf?reldoc=y&docid=4cae0052

ECPAT: ストップ子ども売春の会 www.ecpat.net 日本語: <http://ecpatstop.jp>

- 国際聖公会家族ネットワーク、人身取引についてのニュースレター2010年7月
<http://iafn.anglicancommunion.org/newsletters/2010/july/index.cfm>
- 国際聖公会女性ネットワークの取りまとめた、人身取引についての情報
<http://iawn.anglicancommunion.org/resources/documents.cfm#s4>

決議文 15.11: 真実と和解委員会、とそれに関連する諸活動

コリントの信徒への手紙二第5章17節から20節を思い起こす。「だから、キリストと結ばれる人はだれでも、新しく創造された者なのです。古いものは過ぎ去り、新しいものが生じた。これらはすべて神から出ることであって、神は、キリストを通してわたしたちを御自分と和解させ、また、和解のために奉仕する任務をわたしたちにお授けになりました。つまり、神はキリストによって世を御自分と和解させ、人々の罪の責任を問うことなく、和解の言葉をわたしたちにゆだねられたのです。ですから、神がわたしたちを通して勧めておられるので、わたしたちはキリストの使者の務めを果たしています。キリストに代わってお願いします。神と和解させていただきなさい。」

そしてキリストの使者として、キリスト者は和解の働きに召され、和解の奉仕職が与えられていることを覚える。現在進行中の多くの「真実と和解委員会」の諸活動、また年々増えていく「対立後」または「人権侵害後」の「真実と和解委員会」の諸活動において、以下を要望する。

1. どのように各管区や教区や個人が、自国の「真理と和解委員会」(もしくは類似の活動)と関わってきたか、関わっているかについて聖公会平和と正義ネットワークに調査を依頼する。

2. その調査をもとに、聖公会平和と正義ネットワークが、財政支援の必要性も含めて、国際会議を開催できるかどうかを考察することを要請する。その会議では、真実と和解委員会(もしくは類似の活動)に直接関わった者、または関わる予定の管区・教区・個人の代表が集まり以下を目的とする。

- a. この事柄に関してアングリカン・コミュニオンの中での体験が共有され、また
- b. これからの有用な方向性を模索する。

3. これらのことについて、ACC-16に報告する。

注) 背景を説明する記事「真実と和解委員会: アングリカン・コミュニオン内で噴出してきた問題」メラネシア・聖公会教会のテリー・M・ブラウン主教

http://apjn.anglicancommunion.org/resources/docs/truth_and_reconciliation_commissions_terry_brown.pdf

決議文 15.12: 暴力と家族

1. オセアニアで開かれた暴力と家族についての国際聖公会家族ネットワーク(IAFN)の報告書を賞賛と共に受理する。とくに報告書が強調していることは、全ての人間が一人の人格として愛される必要性をキリスト者が認識し、地域社会の背景を知り、そして伝統的文化の肯定的な要素をも有効的に取り入れていくことである。
2. IAFN のオセアニア報告書を推薦する。
3. 聖公会の諸教会に以下を強く勧める。
 - a. どのように行動計画を各自の教区や教会に適用し実行できるかを考える。
 - b. その成果と情報を IAFN と共有する。
4. IAFN に以下を求める。
 - a. IAFN 会員教会で行われている、家庭内暴力を理解し根絶するための追跡調査活動を続ける。
 - b. 暴力と家族に対して行われている教会の運動について、情報を共有する。
 - c. ACC-16 に進展を報告する。

注) 「暴力と家族 - 虐待と戦う教会の行動計画: オセアニア IAFN 報告書 2010」

<http://iafn.anglicancommunion.org/newsletters/2011/march/index.cfm>

決議文 15.13: 聖公会・ルーテル国際委員会

聖公会・ルーテル国際委員会の『エルサレム報告書』(「主を愛し、主に仕えよ」LWF2002)を歓迎し、聖公会の諸教会がさらに報告書を学び、内容を承認し、行動に移すように勧める。具体的には、この働きをさらに一歩進めるために、各国で該当する委員会を立ち上げることを求める。

注: エルサレム報告書は両コミュニオン(聖公会とルーテル)に以下を求めている。

1. a. 奉仕職の様々な形での発展を共に進めていくように両教会に促す。特に教会生活と宣教活動の全てのレベルで聖公会とルーテル教会が良い関係を築き上げていけるように。
- b. 正義と平和、創造世界の尊厳、環境破壊、不当債務、HIV と AIDS など、社会的な問題についての権利擁護活動や災害救助活動において、両教会が協働できる領域がないか再考を求める。
- c. いまだ相互陪餐の「コミュニオン関係」にない地域管区同士には、執事職(ディアコニア)を分かち合う対話を始めるように奨励する。特に、この報告書のなかにあるように、奉仕活動における協働関係を模索するように。
- d. 具体的には、1992 年から全アフリカ聖公会・ルーテル委員会が諸委員会によって積み重ねてきたコミュニオン関係に向けての諸合意が未だ最終的に締結されておらず、それを公式に批准するように奨励する。

- e. 意思決定の過程で、相互に交わる方法がないか模索する。(先駆的な例として、2013年のカナダ聖公会の総会は、カナダ・福音ルーテル教会の総会と共同開催される。)
 - f. 『コミュニオン関係における成長』に推薦されていることを両教会が再度考慮して、互いを再訪問し合うことを推奨する。特に「教会指導者達が、互いを訪問し合い、共に行動を起こすこと」を推薦する。(推薦 6:段落 214)
 - g. (相互陪餐性のコミュニオン内における)「推移性」については『エルサレム報告書』補遺 III、『コミュニオン関係における成長』段落 159 を読むように勧める。
2. 定期的に共同スタッフ会議を開き、共有の執事職(ディアコニア)の可能性をも含めて議論する。
 3. 互いのネットワークや活動に交代で参加する機会を持つ。
 4. 調整委員会が引き続いて、次に目指すステップへの準備を行う。

調整委員会への指示内容は『エルサレム報告書』44 項にある。同様な決議文がルーテル世界連盟協議会にも採択されている。

http://www.anglicancommunion.org/communion/acc/meetings/acc15/downloads/OEA-ALIC_report-EN.pdf

15.14: 聖公会・復古カトリック関係

1. 聖公会とユトレヒト連合の復古カトリック教会が発表した文書『欧州で共に結び合わされて: 教会論と宣教論における共同宣言』が、これから欧州大陸で行っていく共同宣教の具体案の基礎に相応しいとして推薦する。
2. 聖公会・復古カトリック国際調整委員会への委任を新たにし、以下を求める。
 - a. わたしたちのコミュニオンの本質と意味を探り続ける。
 - b. 互いの教会についての知識と信頼関係をさらに深める。
 - c. 復古カトリック主教達と欧州聖公会主教達の主教会を毎年開くことを支援し、共有する宣教活動と、それを監督する務めの目的理解と定義を発展させていく。
 - d. 欧州でのこの諸関係を監督する代表組織を設置する可能性を検討する。
 - e. 欧州大陸における宣教活動のための共同事業の提案や、適切な諸委員会の設置について助言する。
 - f. アングリカン・コミュニオンとユトレヒト連合に属する各教会同士の超教派間対話や合意の一貫性を再吟味する。
3. 調整委員会の聖公会側の委員に感謝し、カンタベリー大主教が ACC 総主事と協議の上で聖公会側の共同座長を任命し、総主事が大主教と協議の上で聖公会側の委員を任命するように要請する。

決議文 15.15: 聖公会・改革派教会関係

準備段階で定められた概要にそって、世界改革派教会コミュニオンとの対話を開始させるように勧める。

注) 2011年6月にアングリカン・コミュニオンと世界改革派教会コミュニオンは準備段階の対話をはじめ、両コミュニオンの対話を再開することを目指した。1984年に出版された「神の統治とわれらの一致」は反響を呼んだが公式には受理されず、それ以来両コミュニオンの公式な対話はなされていない。これらの準備段階的な対話は非常に肯定的であり、提案された「概要」は IASCUFO(聖公会一致・信仰・職制常任委員会)によって承認されたものである。この「概要」が要請するところの議論のテーマは以下である。

1. コミュニオンの本質
2. わたしたちの間の歴史
3. 既に実現している関係性の把握
4. 最終的、また実現可能な目標

5. 両コミュニオンに共通の宣教課題の範囲
6. 両コミュニオンを形成する礼拝の形式
7. 権威の源泉、そして過去や現在に働く聖霊の業をどう識別する。
8. それぞれの伝統がどのようにして過去と現在の連続(または非連続)の橋渡しを行い、どのようにして監督職(episcopate)を体現し、どのように叙任の奉仕職の権威を統治継承してきたか。
9. お互いの教会を承認し合い、叙任の奉仕職について和解すること
10. 両コミュニオン内にこの対話の実りを告知知らせること

これらの対話を開始する要請は ACC-15 と WCRC の両方の役員会から出されている。しかし改革派コミュニオンが現在再編成のただ中にあるので直ちにはその対話は始まりそうにはない。ACC-16 が始まるまでには開始されることを期待される。

決議文 15.16: 超教派関係における「推移性」(トランシティブィティ Transitivity)

「推移性」に関する報告を承認し、適正な関係があれば「推移的關係への基礎作り」を実行に移すように、コミュニオンの各教会に勧める。

注) 「推移性」とは超教派関係の文脈で用いられる用語である。問われているのは、超教派合意が同コミュニオン内の他の管区にとって持つ意味である。推移性についての見解は聖公会・ルーテル国際委員会の中から提案されてきた。内容は IASCUFO(聖公会、一致・信仰・職制常任委員会)の超教派関係のサイトにある。(「ある地域でのコミュニオン同士の超教派合意は、違う地域のコミュニオンの超教派関係にどう影響するのか」 IASCUFO, 2012, 110p.)⁴

<http://www.anglicancommunion.org/communion/acc/meetings/acc15/downloads/IASCUFO%20Complete%20Report%20to%20ACC.pdf>

決議文 15.17: 世界教会協議会、信仰と職制委員会文書『教会:共通のビジョンにむけて』

世界教会協議会、信仰と職制委員会の集大成である文書『教会:共通のビジョンにむけて』を歓迎し、さらなる学びのためにアングリカン・コミュニオンの各教会に推奨する。そして世界教会協議会のメンバーである各教会が送る WCC への返答の複写を、アングリカン・コミュニオン事務局にも送付するように要望する。

決議文 15.18: 聖公会支援連盟(Anglican Alliance)

7. 聖公会支援連盟による開発援助、緊急支援、権利擁護についての報告を受理する。
8. 前回の ACC 以降、事務局が立ち上げられ、開発援助や緊急支援や権利擁護について聖公会の諸教会と諸団体を取りまとめて各地域で協議し、実施計画を実行してきた成果を賞賛する。
9. 各地域のファシリテーターを通して、聖公会支援連盟が地域に根ざしていくように推進する。
10. 各管区が相応しい形で聖公会支援連盟と協働し、地域や世界レベルにおいてそれぞれ相応しい形で活動に関わるように要請する。

決議文 15.19: 教会の営みとしての聖書プロジェクト

1. アングリカン・コミュニオンに属する教会の営みの中心には聖書があると確信する。
2. 聖公会の各管区・教区・教会で聖書を継続的に学んでいく重要性を認め、「教会の営み、聖書プロジェクト(BILC)」として行われた全ての活動を賞賛する。とくにステファン・リヨン氏の分かりやすく効果的な指導の成果を祝う。

⁴ (訳者注) 例えば、米聖公会と米福音ルーテル教会には相互陪餐(コミュニオン)関係が合意されていて、ルーテルの長老は米聖公会において司祭と同等に聖奠執行が認められる。ではこの同じルーテルの長老は日本聖公会でもそのまま同等の司祭として聖奠執行が認められ得るのか。このような問題を含め、「推移性」とは超教派間の合意を同一コミュニオン内で「推移」させることである。その他の具体例も上記の IASCUFO 文書にあげられている。

3. この聖書プロジェクトの活動、とくに大斎節の書籍『そして、それは善かった』、ならびに『経済的正義』、そして最終報告書『深い親しみと新鮮な発見』を歓迎し、諸教区と諸教会で広く用いられるように各管区が推奨することを要望する。
4. BILC 運営委員会が作成した聖書の用い方についての資料集を深い感謝をもって受け止め、キリスト教教育関係者、神学校関係者、そして全コミュニオンの教理委員会に推薦する。
5. アングリカン・コミュニオンの諸神学校および神学研究者達に、このプロジェクトが提起する目標、とくに各地域の文化的背景とどのようにして噛み合う形で聖書を読むか、という目標をさらに探求するように要請する。
6. BILC プロジェクトによって始められた活動が継続していくことを要望し、可能な文書から BILC によって開発された資料を英語以外の言語に翻訳することを要請する。
7. ACC 総主事が当面の財政支援を確保し、このプロジェクトから得られた洞察と資料をコミュニオン全体に周知させ、展開発展させていくことを要請する。

注: 『深い親しみと新鮮な発見』

<http://www.anglicancommunion.org/ministry/theological/bible/docs/pdf/FULL.pdf>

決議文 15.20: コミュニケーション

1. 報告書『神のコミュニケーションへの参加』を歓迎し、さらなる学びと考察と実行のためにアングリカン・コミュニオンの諸教会に推薦する。特に聖職者、また信徒指導者と神学教育者に勧める。
2. 21 世紀の情報社会に生きる人々と、神の国の福音を共有するためのメディアを各教会・教区・管区などの全てのレベルで整えるように要請する。教会の営みと働きをどれだけ効果的に伝えられているかについて評価し、そのコミュニケーション能力を向上させる計画を立てるべきである。とくに ACC-16 までの最重要課題は、各管区が相応しい資質を持つ者を責任ある立場で管区コミュニケーション担当者として任命することである。
3. アングリカン・コミュニオンの諸教会が「アングリカン・コミュニオン・サンデー」のために作成された資料を有効に活用し、この主日を祝うことを奨励する。

http://www.anglicancommunion.org/communion/acc/meetings/acc15/downloads/REPORT_Comms_ACC15.pdf

決議文 15.21: インダーバ傾聴セッションの継続⁵

1. 2012 年 5 月の常置委員会に提出された報告書『旅の祝福』を受理した。
2. アングリカン・コミュニオンの全管区が継続的インダーバの基礎となる神学に触れ、「試験的対話」とされている物語を聞くことを奨励する。
3. 継続的インダーバがさらに発展し、コミュニオンの各管区・教区に資料が行き渡ることを要請する。その発展は以下を含む。
 - a. 継続的インダーバの実践を効果的に伝えること
 - b. コミュニオンのより多くの管区から聖書解釈の洞察を集め、神学的基礎の幅を広げること
 - c. 対話ファシリテーションの模範とファシリテーター訓練課程の開発
 - d. インダーバ傾聴活動の評価をする努力

決議文 15.22: 財政

1. 2010 年および 2011 年の決算報告を受理する。

⁵ インダーバとは、本来はズールー語で共同体の重要な事柄について意見を分かち合う代表者の会である。同性愛や管区外管轄の課題に面していた 2008 年のランベス会議では、ウィリアムズ大主教の提案でこの対話手法がとられ、決議を目標とするのではなく、参加主教達の互いの神学や文化的背景を分かち合うことを目標とした「インダーバ」傾聴セッションが行われた。

2. 2012年と2013年の予算、および2014年と2015年の会計予測を承認する。
3. 各管区に、毎年3%増加予測分を含めた分担金を拠出するよう要請する。

決議文 15.23: 宣教部

1. 宣教部からの報告を受理した。
2. 「福音伝道・教会成長推進会議」による過去3年間の働きと業績を認める。互いに学び合い、互いに分かち合うことを強調して奨励してきた。それはとくに「ウイットネス 6.7」と題されたニュースレターや、「アングリカン・ウイットネス・フェイスブック」、そして各宣教地域の文化的背景で活動してきた中核的グループ会議によってなされてきたことである。
3. 常置委員会の決定を受け「福音伝道・教会成長推進会議(ECGI)」から「アングリカンの証言: アングリカン・コミュニオン福音伝道・教会成長推進会議」へと名称変更することを歓迎する。
4. 各管区がこの「アングリカンの証言: アングリカン・コミュニオン福音伝道・教会成長推進会議」に参加し、会議が発行する資料を用い、そして協働的な形での相互学習と情報共有によって、自らの管区の福音伝道と教会成長を豊かにするように勧告する。
5. 「アングリカンの証言: アングリカン・コミュニオン福音伝道・教会成長推進会議(ECGI)」が各管区に訴えて、子どもや青年達のためにさらに踏み込んだ有効かつ文化的に親しみやすい牧会方法を研究するように要請する。また優先的に、各管区による学習や資料の共有の実現を依頼する。
6. 今回のACCで、宣教の働きについて多くの時間が割かれたことを感謝する。

決議文 15.24: 多宗教世界におけるキリスト者の証し

1. 『多宗教世界におけるキリスト者の証し』文書を支持し、全管区がこれを学習し、自管区の現状において、キリスト者がどのように証しの実践をしているかを再評価することを勧める。そして、この文書と『寛大な愛』文書が勧告することには、それぞれの地域の文化的背景に見合うように証しの実践を発展させていくことを奨励する。
2. 各管区が上記文書『キリスト者の証し』を他宗教の共同体と、できればキリスト教側は超教派で、分かち合うように奨励する。

注) この文章は世界教会協議会、教皇庁諸宗教対話評議会、そして世界福音同盟によって共同で作成された文書である。NIFCON 報告書(アングリカンコミュニオン、宗教間問題ネットワーク報告書)の補遺 4-9 ページ参照。

『寛大な愛』はNIFCON文書であり、宗教間対話において特にアングリカンの洞察を記している。下記サイトに英語、スペイン語、フランス語、ウルドゥ語で入手可能。

www.nifcon.anglicancommunion.org/resources/generouslove

決議文 15.25: アングリカン・コミュニオンの神学教育

1. アングリカン・コミュニオン神学教育作業部会(TEAC2)の部員達、とくに議長を務めてくださったカナダ聖公会トロント教区大主教コリン・ジョンソン師父に感謝の意を表す。前回のACCからの3年間の間になされた神学教育のための働きに感謝する。
2. TEAC2の報告文書『アングリカン・コミュニオンの神学教育:未来の方向性についての報告』を感謝のうちに受理する。
3. ACC事務局において財源的に専任者を置くことが困難であることを留意し、外部募金を前提に下記の対応を要請する。
 - a. TEAC2部会は、神学教育委員会によって引き継がれる。
 - b. ACC事務局スタッフの一人を神学教育ディレクターとして任命する。
4. 各管区の総主事が『アングリカン・コミュニオンの神学教育』文書を管区内で、とくに神学教育の責務を担う者たちの中で広く行き渡らせ、さらなる学びと討論を交わすことを要請する。

決議文 15.26: 入国査証の拒否

1. この会議のために入国査証や通過査証を取得してくださったニュージーランドの主催者、アングリカン・コミュニオン事務局スタッフ、そして参加者達の時間と努力に感謝の意を表す。
2. ニュージーランドで一件、またオーストラリアで数件、参加者の査証の発給が拒否された。それも特に無礼で侮辱的なやり方でその決定が申請者に伝えられた。このことに対して、一つの具体的案件ではニュージーランド政府に対して、またオーストラリア政府の入国審査機関に対して、ACC (聖公会中央協議会)全体の遺憾の意をACC総主事が伝えることを要請する。
3. 地球規模のキリスト者家族の一員として、いわゆる先進国と呼ばれている国への入国審査がますます不公平になりつつあることを懸念し、先進各国の政府が入国審査における一人一人の人格の尊厳を認識し、審査過程を改善するよう要請する。
4. 入国審査においてより正しく、より温かく人をもてなすように、各管区がこの問題を自らの政府へ提起することを求める。

決議文 15.27: 聖公会教会内安全ネットワーク

1. 聖公会教会内安全ネットワークをアングリカン・コミュニオンの公式なネットワークとして公認する。
2. このネットワークの目標を各管区に推進する。

注) 聖公会教会内安全ネットワークの目標とは：

- 全ての人々の安全と幸福を推進すること。とくにアングリカン・コミュニオン全体とその一致のための四つの器、そして様々な奉仕職や各ネットワークの関係者達を守ることである。聖職者、教会職員、関係者による力の濫用と横暴と虐待を廃絶することでこれを実現する。
- 市民社会や教会内でおこる力の濫用、横暴、虐待の問題について神学考察を行い、この問題についてアングリカン・コミュニオンの諸教会の人々を教育すること。
- 各管区や教区や教会が、聖職者や職員や関係者による力の濫用と横暴と虐待の危険を低くするためには、どのような力や実践が必要となるかを明示していくこと。
- このネットワークの参加者を自らの管区や教区や教会での奉仕にむけて教育し、また支えること。

この目標を以下のように実行する:

- ネットワーク参加者とこの使命に関心の高い人々の間で、電子メディアを用いて情報伝達を行うネットワークを立ち上げる。
- ネットワーク参加者と関心の高い人々のために、アングリカン・コミュニオンの複数の管区で会議を開く。
- アングリカン・コミュニオンのウェブサイトの情報と資料を載せたページを運営していく。
- コミュニオン一致のための四つの器へ情報提供と勧告を行う。

決議文 15.28: パキスタンにおける宗教的少数派

教会は、パキスタンの社会生活において建設的また開発的役割を担っていることを確認する。具体的に言うとパキスタンのキリスト者が貢献しているのは、保健衛生、教育(学校教育と専門教育の両方において)、衛生的環境の意識向上、ジェンダー間の平等、平和、そして宗教間対話の分野である。

また、パキスタンの宗教冒涇法が、一方ではイスラムとその預言者を守ってはいるが、他方ではその定義が曖昧であり警察と司法によってますます恣意的に適用されて、ハラスメントや迫害に至ることもあると認識する。よって、

1. 冒涇法の不正な適応を非難する。
2. パキスタン政府に以下を要求する。

- a. 宗教的少数派の生活と財産を守ること。
 - b. 冒涇法を撤回すること、そして撤回されるまでの間、不正な適用を防ぐ手段を講じる
こと。
 - c. 拉致、強制改宗、強制結婚の行為を止めさせること。
3. 各管区が各自国の外務省またはこれに相当する機関に、この決議への支持を訴え出ること。
 4. 各管区が祈りと行動によって、パキスタンにおける愛と寛容と正義の社会を造り出そうして
いる人々との連帯を示すように要請する。とくにパキスタン教会、様々な市民団体、そして
これらの差別的行為に反対するムスリム宗教指導者達との連帯である。

決議文 15.29: ギリシャ正教会神学校

トルコのハルキ島で、由緒あるギリシャ正教会神学校が再開されたことを支持する。

<http://www.anglicancommunion.org/communion/acc/meetings/acc15/resolutions.cfm> - n29

決議文 15.30: 重要文書の翻訳

1. いくつかの管区で起っている深刻な文化的政治的問題に直面し、フランス語圏ネットワーク
の働きを讃える。
2. アングリカン・コミュニオンウェブサイト上に翻訳された重要文書を掲示し、諸管区・教
区が非英語圏の文書を共有できるようにアングリカン・コミュニオン事務局に要請する。特
にスペイン語、フランス語、ポルトガ語、スワヒリ語、アラビア語、そして必要に応じた他
言語文書である。
3. 諸管区が英語文書を各地域の言語に翻訳することを歓迎、奨励し、翻訳された文書をアン
グリカン・コミュニオン事務局へ転送するように要請する。
4. ACC 総主事が文書翻訳と共有化の進捗状況を ACC-16 に報告するように要請する。

決議文 15.31: 資金調達計画

常置委員会の承認を得て適切な資金調達キャンペーンを行い、アングリカン・コミュニオンの各プログラムに必要な資金を確保することを ACC 総主事に要請する。

決議文 15.32: 『約束の地とは?』

NIFCON(宗教間問題ネットワーク)の報告書『約束の地とは?: 聖地に対する聖公会の姿勢、特にキリスト教的シオニズムについて』を肯定的に評価する。また各管区にこの文書が資料として読まれることを希望する。

決議文 15.33: 結婚に関する式文

IALC(国際聖公会礼拝委員会)の『カンタベリー声明:結婚に関する式文』を歓迎し、各管区に更なる学びのためにこの文書を薦める。

決議文 15.34: 宣教に関する 6 指標

第 4 の指標を以下のように修正する:

「不正な社会構造を変革し、あらゆる種類の暴力に対抗し、平和と和解を希求する」

決議文 15.35: アフリカ諸国における平和

1. 武力衝突の影響下にある、アフリカの諸地域への懸念と共感と祈りをここに表す。とくに、
スーダン、大湖地域(ルワンダ、ブルンディ、ウガンダ)、とくにコンゴ民主共和国の東部地域、
ナイジェリア、ソマリア、マリ。
2. 神への感謝とともに、スーダンと南スーダン両国間の平和が発展しつつあることを喜び、
また現在未解決の課題をも平和的に解決していくように両国に勧める。
3. 暴力的衝突から立ち上がろうとしているアフリカの国々、ことにコードジボワール、チュニ
ジア、エジプト、リビアの国々に対しての共感をここに示す。

4. 人権侵害、とくに信仰の自由を侵害する暴力者達を厳重に非難し、直ちに人権侵害を止めるように要求し、適切な機関によって司法の裁きを受けることを求める。
5. これらの残虐行為の犠牲者への祈りを求め、関係政府と人々が自国の永続的な平和と調和の発展のために共に働くことができるように呼びかける。
6. 関係政府と国連と NGO が被害者達を保護し、必要な支援を与える。
7. 平和の再構築、また被害者達の生活条件の向上のために始められた全ての事業を支援する。
8. 選挙を実施する全ての政府に、自由で公正で平和的な選挙を遂行するように求める。
9. アフリカ諸国で進められている和解のプロセスを支持する。

決議文 15.36: ACC の働きへの信徒参加

全ての ACC(アングリカン協議会)の特別委員会、協議会、委員会、作業部会などにおいて、信徒の参加率の向上を ACC 総主事と常置委員会に求める。

決議文 15.37: 宣教的指標の実施にむけた現実的な手段

「不正な社会構造を変革し、あらゆる種類の暴力に対抗し、平和と和解を求める」という宣教の第 4 指標を念頭に置き、コミュニオン内で以下の問題で苦しむ人々の管区を支援する現実的な手段を見いだすように ACC 総主事に求める。

1. 農業共同体と放牧共同体間における所有地紛争
2. 小型銃器の売買、その浸透と誤用事故
3. 領有権紛争
4. 薬物依存症、アルコール依存症
5. 青年層の失業と犯罪
6. 宗教儀礼や強制労働や強制結婚のための女性や子ども達の人身取引、拉致、虐待問題

これらに対する現実的な手段が見いだされたならば、総主事はそれらを各管区に速やかに伝えるように求める。

決議文 15.38: 第 57 回国連女性の地位委員会(CSW57)への ACC 公式文書

1. 各管区から選出されたアングリカンの女性達が、来たる第 57 回国連女性の地位委員会(CSW57)に参加することを歓迎し、心待ちにする。2013 年 3 月 4 日から 15 日に至るまでの当該委員会のテーマは「女性と少女に対する全ての形の暴力の根絶と防止」である。
2. 参加者達の世話をしてくださるニューヨーク国連聖公会事務所に感謝する。
3. 以下の文章を本 ACC 協議会から CSW57 への公式文書として採用する。

第 57 回国連女性の地位委員会への ACC15 協議会からの宣言

ACC は 165 以上の国々 8,500 万人のアングリカン・キリスト者を代表しており、1985 年以降は国連経済社会理事会の評議機関である。紛争、貧困、暴力、差別または自然災害によって、女性は男性に比べてその結果をより過酷に不平等に受ける。ACC は全ての女性と少女達の生活や幸福をこれらの結果から守ることを追い求めてきた。この目的を最優先し、ACC は過去十年以上にわたって世界中のアングリカン・コミュニオンから選出した相当数の代表者団を国連女性の地位委員会(UNCSW)に派遣してその存在感を示してきた。そして今、第 57 回 UNCSW 「女性と少女に対する全ての形の暴力の根絶と防止」に参加できることを特に歓迎している。

わたしたちが理解するところでは、「ジェンダーに基づく暴力」は男性と女性の間で起こり、通常は女性が被害者である。それは男性と女性の力の差から起こる。ジェンダーに基づく暴力とは女性や少女に対して、性差を理由にしてふるわれ、それがゆえに受ける傷もより深いものとなる。暴力には身体的、性的、心理的なものが含まれるがそれだけにはとどまらない。共同体や国の組織そのものによって犯され、または容認されていることも含まれる。ジェンダーに基づく暴力は隠れていたり、恥辱のうちに隠されたりしていることが多く、これは全世界の各共同体で経験することである。

性目的の人身取引をも含め、ACCは直ちに女性や少女に対して犯される全ての形の性暴力を根絶することを目標としている。ACCが是認し、推進し、強調するのは、このジェンダーに基づく暴力の根絶と防止は男性も女性も、少年も少女も含め、全ての者の課題だということである。「女性の問題」とまとめられることがあるが、これはわたしたち共同体の全構成員の問題である。

キリスト教の中心には「女性も男性も、少女も少年も等しく神に愛されている」という信仰がある。2011年1月にアングリカンの指導者達はコミュニオンの諸教会に宛てて次のように書いている。

長い間わたしたちの教会は女性に対して高圧的な態度をとってきた責任を自ら認めなければならない。そして悔い改めと信仰のうちに前へと進み「女も男も共に神の似姿に造られた」という信仰の生きた証人に真になる必要がある。

この課題の緊急性を認識した指導者達は、地域的にそして戦略的にジェンダーに基づく暴力を根絶することを決意した。そして2012年の11月、この決意はACCによって是認されたのである。

女性と少女に対する暴力を根絶するための働きは、今まで既にアングリカン・コミュニオン内で行われてきた働きを土台にして積み重ねられていくものである。各地域の経験、文化、必要、専門性がその土台である。そしてこの働きに含まれるのは、意識向上のための活動、権利擁護運動、暴力に繋がる態度や行動を変化させる教育プログラム、暴力被害者・体験者へのケア、社会復帰への支援、暴力加害者への働きかけ、などである。わたしたちが今まででもこれからも強調し続ける活動としては次のものがある。聖職者や牧師達の訓練においては、ジェンダーに基づく暴力のありようと力関係への意識を高める。そしてどのような態度や行動が否定され、変革されるべきかを学ぶ。女性や少女への暴力に対抗する「白リボン運動」には、この運動を主導してきた男性や少年達に賛同して、各教会も参加すべきだ。またジェンダーに基づく暴力に対する16日間運動への参加も促すべきだ。そして何よりも青年たちとの関わりの中で、少年少女、青年男女が自分自身を敬い、互いを敬い、そして今度は自らが友人同士の間で変革の主導者となっていく力を引き出していくべきである。

国連加盟国にわたしたちは以下を懇願する。

- 主体的に判断力を持つ存在としての女性の地位の平等を社会の全てのレベル、つまり家族、地域、国、国際社会において推進すること。
- 共同体への女性や少女の貢献を、全ての側面で社会の健康と幸福に欠かせない価値あるものとして祝い、推進すること。
- ジェンダーに基づく暴力を取り囲む沈黙と、暴力の規模を露呈させること。
- ジェンダーに基づく暴力とその隠蔽性、そしてそれを話題にする意志の欠如を引き起こしている全ての要素を、わたしたちの共同体と社会の中で明確に指摘すること。
- 性差における力関係を通して女性や少女を弱い立場に追いやる、不平等や偏見、差別やその他の要素を明確化すること。
- 女性や少女に対する暴力を是認し永続させる文化的構造的要素を疑問視すること。
- 戦争兵器または戦争手段としての性暴力を根絶する行動を直ちに取ることで、また女性や少女に対する全ての形の暴力、また性目的の人身取引に対しても直ちに行動をとること
- 少年少女、青年男女が、ジェンダーに基づく暴力に対抗して声を上げる活動を奨励するために、市民組織や宗教組織と協力関係を築き、暴力根絶にむけた戦略を開発実行すること。
- 女性や少女を守る拘束力の強い法律を発案し施行すること、またわたしたちの社会の全ての側面において男女平等な関係を推進すること。
- 経過観察および定期報告の枠組みを発案し、性暴力根絶と防止のために成果をあげている実践の内容と情報と人材を報告し、未だ更なる防止措置を必要としている分野を明らかにすること。

女性と少女に対する暴力の地球規模的な犠牲、また開発や経済や健康に対する影響は計り知れない程に甚大である。なによりも被害にあった人の人生への衝撃が測り知れない。世界的存在としてのアングリカン・コミュニオンは、ジェンダーに基づく暴力に立ち向かうのに最適な立場にあり、またそのために自らを献げ、実際に行動することを誓う。わたしたちは国連と加盟国、他の市民組織やグルー

プや地域共同体と、女性や少女に対する暴力を根絶し、防止するための働きのさらなる機会を心待ちにしている。

決議文 15.39: 継続的インダーバの定義

継続的インダーバについての決議文 ACC-15.21 を受けて理解するところでは、インダーバとは誠実な対話の過程であり、その目的は共同体を形成し、宣教に力を与え、対立を解決し得るような文脈を提供することである。

決議文 15.40: ローワン大主教への感謝

1. 第 104 代カンタベリー大主教ローワン・ウィリアムズ師父の誠実な奉仕を神に感謝する。
2. ACC-13, ACC-14, ACC-15 の議長としての彼の指導性について、深い感謝をここに示す。
3. カンタベリー大主教を退任されるこの時にあって、ローワン大主教、ジェーン博士、リアン・ウィリアムズさん、ピップ・ウィリアムズさんのウィリアムズ一家に神の祝福を祈る。

決議文 15.41: 感謝

議長、副議長、総主事を通して、丁重で好意的に助けてくださり会議を実り多いものにしてくださった全ての人々に感謝を送る。

アオテアロア・ニュージーランド・ポリネシア聖公会の人々、「エンガ・ホア・アロハ (親愛なる友よ)」:

オークランドで開催された ACC を閉会しようとしている今、わたしたち協議会の皆は感謝と喜びに満ちている。わたしたちは満ちあふれる愛情ともてなしの心で受け入れられた。歓迎され、再び歓迎され、三度それ以上に歓迎された。わたしたちを受け入れてくださり、今日に至るまでの日々を共に付き添ってくださった、マオリ系・南太平洋系・パケハ系(マオリ以外のニュージーランド系)の三つの文化会衆(ティカンガ)の全ての信徒・聖職・主教達に感謝の心を伝えたい。

三つの文化会衆の三人の共同首座主教達、ブラウン・チュレイ師父、ウィンストン・ハラプア師父、デーヴィッド・モクソン師父に感謝する。そしてホスト主教のロス・バイ主教、ジム・ホワイト補佐主教、テ・キトヒ・ピカアフ師父、そしてアオテアロア・ニュージーランド・ポリネシア聖公会の全ての主教達、南太平洋系文化会衆(ティカンガ)のアマナキ・トゥイタヴァケ大執事、管区総主事マイケル・ヒューズ氏と管区事務所の職員の方々、ロイド・アシュトン氏、ジェイソン・ローズ氏、ジュランネ・クラーク・モリス氏、ガヴィン・ウッド氏、そしてマリサ・アリックス氏、その他オークランド教区の方々、教区事務局長ケヴィン・サード氏、キャロル・ヒューズ大執事にも感謝の意をここに表す。

特に感謝したいのはジョン・パタソン師父であり、現地準備委員会の全ての方々である。何ヶ月にも及ぶ準備の責任を果たしてくださったことを感謝する。

11 月 1 日(諸聖徒日)に ACC は特別に「我々が繋がりを持つ場所 (トゥランガワエワエ)」と呼ばれるマオリ王族の王宮を訪れる光栄に与った。ここでわたしたちは皆、マオリ王とマオリ皇族、そしてワイカト族の部族から歓迎を受けた。ACC-15 はマオリ王が温かく、また慈しみ深く歓迎してくださったことに感謝の意を表す。

主教座聖堂

わたしたちは聖三一主教座聖堂の主任司祭ジョー・ケリー・モア師にその聖なる空間を提供してくださったことに対して深い感謝を感じている。次の人々に感謝したい。先唱者ハワード・リー師、サラ・スティーブンス師、音楽家達、事務所と資源センターのスタッフ、特にイベントマネージャーのサラ・ハリス氏とギル・ブラックラー氏にも感謝する。またマーク・クラウザー氏、バーバラ・ヴェセルデイン氏、ジェーン・ベラミー氏、そのほか施設スタッフ、ボランティア、そして会衆のすべての方々に感謝したい。それから、主教座聖堂と聖マリア教会での礼拝を感謝する。とくに素晴らしい開会聖餐式と日々の朝晩の礼拝と聖餐式に。チャプレンチームの方々、ジェニー・クインズ師、ピーター・ウエンサー博士、ロブ・マッケイ師、ヴキ・オリシ師、そしてルイ・トゥイロトラヴァ師にも。とくに、主教座聖堂の信徒の方々に土曜の午後の遠出に連れて行ってくださったことにも感謝する。

コリントの信徒への手紙2を学んだ、毎日の聖書研究会を用意して下さった方々にも感謝したい。ジェニー・プレーン・テ・ペア博士と彼女のチームメンバーのヘレン・アン・ハートレイ博士、執事リンダ・パタソン博士、エイミー・チェンバース博士、そしてサラ・パーク師に感謝する。

歓迎と食事

開会日には「ポーウィリ」というマオリの歓迎会で迎えてくださり、オークランド市長レン・ブラウン氏は昼食会を提供して下さり、それがわたしたちの最初の食事となった。聖公会の学校の青年や子ども達はわたしたちを迎え入れてくれて、歌を歌ってくれて、そして首座主教達に少し難しい質問をしてくれた。キトヒ主教に感謝したいのは、わたしたちが歌うことができるように調整して下さったことで、初対面であったお互いの関係が良くなったことだ。

わたしたちは三度も夕食会に招かれ歓迎していただいた。マオリ系文化会衆(ティカンガ)からはオークランド・マオリ宣教会から招かれ、南太平洋系文化会衆からはウィンストン・ハラプア大主教とその会衆に招かれ、そしてパケハ系(マオリ以外のニュージーランド系)文化会衆としてはキャロル・ヒューズ大執事とニュージーランド諸教区の人たちに招かれた。これらの方々にとくに感謝する。

ボランティア

ステewardの方々に感謝したい。エレン・バーンスタインさんには本当に多くのことでお世話になった。毎朝歓迎していただいて、なかなか言うことを聞かないコピー機と格闘して下さり、書類を配って下さり、ホテルと会場の送り迎えをして下さり、様々な雑用をして下さった。会議室に張られた「歌ったり踊ったりするすべてのことにどうぞ参加ください」と書かれた標語にも感謝だ。警備を担当して下さった方々に感謝する。大聖堂参事官ロイド・ポパタ師と警察官のパディ・ウィウ氏とウェイン・パナマ氏らが率いた警備担当の方々にも感謝する。

オークランド教区の多くのボランティアに感謝したい。毎日朝と午後にコーヒーやお茶を入れて下さった。諸聖徒主日の礼拝を共にした会衆の方々にも感謝したい。神の宣教について多くを共に語り合えた。空港からの交通を調整して下さったジョンとクリスティン・パインご夫妻とダイアナ・クラーク氏にも感謝する。

ACC-15のメンバーは会議で忙しくしていたが、メンバーの付き添いの人々は北島のいろんな良い所へ遠足に行くことができた。それらを準備して下さったマリオン・パタソン氏とポール・ケリー・モア氏に感謝する。そして会議の前半は、ジェーン・ウィリアムズ博士がわたしたちと共にいて下さったことにも感謝する。

ホテルスタッフ

クォリティー・イン・パーネル、オークランド・ローズ・パーク・ホテル、そしてシャレー・シェブロンズの従業員は身体的な側面からわたし達を満たして下さり、わたしたちの状態についてとても繊細に配慮して下さった。素晴らしい食事と歓迎の心に感謝したい。特に感謝したいのは、ワイン・ダービシャー総支配人、予約・料理配達担当スタッフのシルビア・ブルンデルさん、ジョシ・バレットさん、リティー・ロバーツさん、そしてフィル・スパーティスさんである。

この美しい島でわたしたちと共に過ごして下さった全ての人々の賜物を感謝して、神に栄光を帰す。

「テナ・クウトゥ! テナ・クウトゥ! テナ・カトア! (感謝! 感謝! 感謝!)」

感謝の表明:

ACC-15は前回のジャマイカでのACC-14から今回に至るまでの準備の段階で貢献して下さった全ての方々に感謝を表したい。とくに議長、カンタベリー大主教ローワン・ウィリアムズ師父の貢献に心からの感謝を表したい。開会聖餐式での説教、「静寂の朝」でのコリントの信徒への手紙2についての黙想、家庭内暴力についての洞察、三回の公開セッションでの多宗教社会における環境問題に対するキリスト教的証言への考察、議長演説での権威についての解説について感謝する。この協議会全体を通し誠意を尽くして参加して下さったことに対して、わたしたちは感謝を表したい。ディオホ・イン・ヴァウル・ヤオン! (本当にありがとうございました。)

また、わたしたちが感謝するのは:

議長、主教ジェームス・テンガテンガ師父、副議長エリザベス・パベル氏、アングリカン・コミュニオン総主事ケネス・キーロン師である。また 2009 年から 2012 年までの常置委員、特に任期を務め終える以下の方々に感謝する。フィリッパ・アマブル氏、マリア・クリスティナ・ボルヘス・アルバレス氏、トニー・フィシット氏、クマラ・イランガシング氏、スタンリー・アイザック氏、ジャネット・トリスク氏である。またロバート・フォーダム氏と全聖公会財政委員会(2009-2012)の委員の方々、そして ACC の法律顧問のジョン・リー氏にも感謝する。

スタッフ

ステファン・リヨン氏は想像的な企画力と飛び抜けた組織力でこの協議会を成立させ、協議会本来の仕事を行なうこと可能にしてくださった。またアングリカン・コミュニオン事務局とランベス宮殿のスタッフが行った準備と協力に感謝したい。特にリン・ブート氏はメンバーの旅程とビザ取得の業務をしてくださった。スチュアート・ブキャナン氏は病気により協議会に出られなかったが、感謝の意を表したい。オークランドで働いてくださった方々にも感謝したい。マイケル・アイト、アリソン・バーネット・コーワン、レイチェル・シャルドン、クリスティン・コドナー、ポール・フェヘリー、ジェフ・ゴリハー、ヨシミ・グレゴリー、フィル・グローブス、ジョン・カファンカ、サリー・キーブル、フィオナ・ミリカン、スー・パークス、アンガラド・パリー・ジョーンズ、テリー・ロビンソン、ティム・トリンプル、ジョアナ・ヨダル。諸氏に感謝する。

通訳の方々にも感謝する。ポール・チョー、サム・ヘルド、マーガレット・ロックストーン、サラ・パテン、アンセア・デルガー、シスター・ドロセア。諸氏に感謝する。

ACC のメンバー

この協議会の期間中に特に責務を負ってくださった方々に感謝する。

フィリッパ・アマブル氏は議決文委員会の議長、その委員はガース・ブレイク氏、ジョセフィン・ヒックス氏、ジョン・スチュアート氏である。考察グループの司会進行役はヘレン・ビギン氏、ヘルマン・ブラウニー氏、ジョアニルド・ブリティー氏、ディクソン・キロンガニー氏、サラ・マクニール氏、スー・モクスリー氏である。超教派の分科会の担当者はヘレン・ビギン氏、モーゼス・チン氏、モーリス・エリオット氏、ピーター・エリオット氏、ポール・クワン氏、ウラ・モンバーグ氏である。感謝の意をここに表す。

超教派参加者

6 人の超教派の参加を頂いたことを感謝する。彼らは長い期日の間、わたしたちアングリカンの家族のために共に滞在してくださり、協議会の仕事と生活のために多くの方法で貢献してくださった。世界メソジスト協議会を代表してロバート・グリベン博士、世界教会協議会からはドン・サン・キム博士、ローマ・カトリック教会はモンシニョール・マーク・ランガム師父、ルーテル世界連盟からはフィリップ・ロク主教、コンスタンティノポリ総主教庁からはポール・パティツァス師、そして相互陪餐の関係にあるユトレヒト連合の復古カトリック教会からは主教ディック・ヤン・シェーン師父である。また喜びを持って受け取られた挨拶は、ローマ教皇庁キリスト教一致推進評議会評議長クルト・コッホ枢機卿からと、ルーテル世界連盟事務総長マルチン・ユンゲ師から、コンスタンティノポリ総主教バーソロミュー師父、またユトレヒト大主教ヨリス・ヴェルカメン師父からであった。

ネットワーク

この協議会の前半に、多くのアングリカンのネットワークの代表者が共にいてくださったことに感謝する。アン・スカンプ氏、キャサリン・グラハム氏、アラン・クローチ氏、ピエール・ワーロン氏、ヴァージニア・ドクター氏、ジョン・レア氏、ガート・ブレイク氏、デリーン・マーク氏、ジャミエ・カラウェイ氏、これら諸氏に感謝する。また「わたしたちは声をあげる」連盟を代表してクラウド・キゲメ氏が共にいてくださった。

この期間に与えられたすべての恵みのゆえに、わたしたちは神を讃えて栄光を帰する。

補遺

アングリカン・コミュニオンの首座主教会より諸教会へ

アイルランド、ダブリンで開催された首座主教会議を終えて (2011年1月24日～30日)

わたしたちはこの会議で、ジェンダーに基づく暴力の横行とそのありようを議論した。¹ 2010年のアフリカ聖公会管区協議会(CAPA)の考察に基づいて、南北両半球で女性や少女に対してふるわれている暴力について共有した。とくに内紛の負の遺産として、コンゴ共和国での女性や少女に対する絶え間ない性暴力の証言と、英国をはじめ世界各地での家庭内暴力やその他の虐待の話とを共有した。悲しいことに、ジェンダーに基づく暴力は今や世界的現象となり、そのほとんどのケースでは男性が女性に対して犯す暴力であり個人と家族と社会に対して、はなはだ悲惨な影響を与えている。わたしたちはこの事実をはっきりと確認した。

女性や少女に対する暴力の認識は歪み易いと肝に銘じて、わたしたちの教会自身もまた、長い間女性達に対して高圧的な態度をとってきた責任を自ら認めなければならない。そして悔い改めと信仰のうちに前へと進み「女も男も共に神の似姿に造られた」という信仰の生きた証人に真になる必要がある。実際の思いと行いによってこの信仰を生かすことなく、逆に女性達の力を奪って片隅に追いやることは、神の似姿を歪め、神と人類の尊厳を損なうことになる。

近年アングリカン・コミュニオンではジェンダーに基づく暴力の根絶に向けて、機運が高まってきている。2009年のACC-14は、女性や少女に対するあらゆる形の暴力の根絶を支持することを決議した。特に北京行動綱領や国連ミレニアム開発目標が述べるように、女性の福祉と人権を促進する活動やイベントに参加するよう全管区に勧告した。また先住民の女性や子どもたちを暴力や人身取引から守ることを含め、先住民族の癒しのために適切な手段を取るよう、ACCは諸教会に訴えた。² 1998年と2008年のランベス会議に集まった主教達は教会内外の暴力を議論し、女性や子ども達の搾取や虐待についての意識向上を諸教会に訴えた。そして注目すべきことに聖公会のいくつかのネットワークのお陰で、女性と少女に対する暴力の問題は今や自管区とコミュニオン全体の最優先課題となっている。

喜ばしいことに、コミュニオン内には実際的な働きが増えてきている。諸教会の関わりは広がり、意識向上の活動、権利擁護、暴力に繋がる態度や行動を変化させる教育プログラム、暴力被害者・体験者へのケアと社会復帰への支援、暴力加害者への働きかけ、などをも含むようになった。わたしたちはこの努力を神に感謝して喜ぶ。そしてこれらの分野における宣教と奉仕の働きをさらに強めることを約束する。

わたしたちはアングリカン・コミュニオン総主事に以下のことを依頼した。それは聖公会支援連盟やその他のネットワークと連携をとりながら、ジェンダーに基づく暴力に対して既存の活動を整理すること。また、それらの活動の神学的または実践的な情報と教材と人材を明示し、どのようにこれらの諸資源が違う地域の文脈でも広く応用できるかを考察することである。

わたしたち一人一人は首座主教として自らの管区で、国連開発目標の第3目標「ジェンダー平等を促進し女性を力づける」ために以下のように働くことを約束する。まず、わたしたちの教区や教会で、

¹ (本文注) 1993年の国連総会は「ジェンダーに基づく暴力」を以下のように定義した。「公的生活で起こるか私的生活で起こるかを問わず、女性に対する身体的、性的もしくは心理的被害または苦痛(の威嚇を含む)、強制または恣意的な自由の剥奪となる、または、なるおそれのあるものをいう。」

² (本文注) ACC 決議文 14.33: 国際聖公会女性ネットワーク, 14.19: 聖公会先住民ネットワーク

女性や少女への暴力に対する既存の活動を支援し、神にその祝福を祈る。また、何を発言して何を行動すべきか他教派や他宗教の指導者達と相談して結集していく。そして聖職者や牧師の訓練にも積極的に関わり、ジェンダーに基づく暴力のありようと力関係についての意識を高める。そしてどのような態度や行動は否定され変革されるべきかを学ぶ。また、地域の状況に応じて利用可能な資料や礼拝式文を工夫して提供していく。たとえば11月25日のための礼拝式文がある。その日は毎年、女性に対する暴力の根絶を祈る国際祈祷日であり、白リボン記念日でもあり、そして「女性に対する暴力根絶のための16日間活動」の初日でもある。最後に、わたしたちは教えと生き方の模範を通して青年達と共に活動していく。そして少年少女、青年男女、皆等しく神によって愛されている存在として自分自身を敬い、互いを敬い、そして今度は自らが友人同士の間で変革の主導者となり得る力が引き出されていくことを願って止まない。

参加者

President

The Most Revd and Rt Hon Rowan Williams (England)

Chair

The Rt Revd Dr James Tengatenga (Central Africa)

Vice Chair

Canon Elizabeth Paver (England)

The Anglican Church in Aotearoa, New Zealand & Polynesia

The Ven Turi Hollis

Dr Anthony Fitchett

The Anglican Church of Australia

The Rt Revd Andrew Curnow

The Revd Dr Sarah Macneil

Mr Garth Blake

The Church of Bangladesh

Mr Emmanuel Mondal

Igreja Episcopal Anglicana do Brasil

Professor Joanildo Burity

The Anglican Church of Burundi

The Rt Revd Eraste Bigirimana

Mrs Goretti Wege

The Anglican Church of Canada

The Rt Revd Susan Moxley

Ms Suzanne Lawson

The Very Revd Peter G Elliott

The Church of the Province of Central Africa

The Rt Revd James Tengatenga (Chair and Additional Member)

The Rt Revd David Njovu

Mr Arthur Morris Tendayu Mutsonziwa

Iglesia Anglicana de la Region Central de America

Miss Maria Elizabeth Barahona Flores

Province de L'Eglise Anglicane Du Congo

The Most Revd Kahwa Henri Isingoma (unable to attend)

The Revd Dr Yossa Way

The Church of England

The Rt Revd Stephen Cottrell
The Revd Rose Hudson-Wilkin
Canon Elizabeth Paver (Vice Chair and additional member)
Canon Margaret A Swinson

Hong Kong Sheng Kung Hui

The Revd Peter Douglas Koon

The Church of the Province of the Indian Ocean

The Revd Canon Samitiana Jhonson
Prof Michel Razafiarivony

The Church of Ireland

The Revd Dr Maurice Elliott
Mr Wilfred F Baker

The Nippon Sei Ko Kai (The Anglican Communion in Japan)

The Rt Revd Lawrence Minabe

The Episcopal Church in Jerusalem & The Middle East

The Rt Revd Michael Lewis

The Anglican Church of Kenya

The Rt Revd Samson Mwaluda
The Very Ven Canon Philip M Obwogi
Mr Samuel N Mukunya

The Anglican Church of Korea

The Revd Abraham Kim

The Church of the Province of Melanesia

Mr George Kiriau

La Iglesia Anglicana de Mexico

Miss Sarai Osnaya-Jimenez

The Church of the Province of Myanmar (Burma)

The Revd Dr San Myat Shwe

The Church of Nigeria (Anglican Communion)

The Most Revd Ikechi Nwachukwu Nwosu
The Ven Dr Abraham Okorie
Mr Abraham Yisa

The Church of North India (United)

The Most Revd Dr Purely Lyngdoh
The Revd Dr Ashish Amos
Mr Prem Masih (unable to attend)

The Church of Pakistan (United)

The Rt Revd Humphrey Peters Mr Wilson Massey (unable to attend)

The Anglican Church of Papua New Guinea

The Rt Revd Allan Migi Mr Neville Togarewa (unable to attend)
Mr Amos Misirait (alternate member for ACC-15)

The Episcopal Church in the Philippines

Mr Floyd Lalwet

Province of the Anglican Church of Rwanda

The Rt Revd Augustin Ahimana
The Revd J Baptiste Ndayambaje
Mrs Lucie Nzaramba

The Scottish Episcopal Church

Mr John Stuart

Church of the Province of South East Asia

The Ven Canon Moses Chin
Dato Stanley Isaacs (unable to attend)
Dr Stanley Lai (alternate member for ACC-15)

The Church of South India (United)

The Rt Revd Gnanasigamony Devakadasham
The Revd Premkumar Soans
Mr Mani M Philip

The Anglican Church of Southern Africa

The Most Revd Dr Thabo Makgoba
The Revd Canon Janet Trisk
Ms Louisa Lette-Mojela

Southern Cone

The Rt Revd Bill Godfrey

The Episcopal Church of the Sudan

The Rt Revd Enock Tombe
The Revd Bartholomew Bol Deng
Mrs Harriet Baka Nathan

The Anglican Church of Tanzania

The Rt Revd Dr Mwita Akiri
The Revd Canon Dr Dickson Chilongani
Mrs Judith Ghemela (unable to attend)

The Church of the Province of Uganda

Bishop to be appointed
Priest to be appointed
Laity to be appointed

The Episcopal Church

The Rt Revd Dr Ian Douglas
The Revd Gay Jennings
Ms Josephine Hicks

The Church in Wales

Mrs Helen Biggin

The Church of the Province of West Africa

The Very Revd Dr Herman Browne
Mrs Philippa Amable

The Church in the Province of the West Indies

The Rt Revd Cornell Moss
Dr Barton Scotland

Co-opted Members

The Rt Revd Dhiloraj Canagasabey (Ceylon)
The Revd Maria Christina Borges Alvarez (Cuba)
Head Brother Matthias Tovotasi (Melanesia)
The Revd Canon Ulla Monberg (Diocese of Europe)
The Ven Michael Tamihere (Aotearoa, New Zealand & Polynesia)
Ms Sarah Tomlinson (Scotland)

Primates Standing Committee

The Most Revd Dr Paul Kwong (Hong Kong)
The Most Revd Sammuell Azariah (Pakistan)
The Most Revd David Chillingworth (Scotland)
The Most Revd Dr Daniel Deng Bul Yak (Sudan)
The Most Revd Dr Katharine Jefferts Schori (The Episcopal Church)

第 15 回全聖公会中央協議会決議文

2013 年 10 月 31 日発行

発行者 日本聖公会

発行所 日本聖公会管区事務所

翻 訳 執事 荒木太一

監 修 主教 三鍋 裕

400 部発行
